

首都直下地震等大規模災害時における 東京都の人的受援の取組について

令和3年3月15日（月）

東京都 総務局 総合防災部
広域連携担当課長 東 拓也



東京防災公式キャラクター「防サイくん」



TOKYO
METROPOLITAN
GOVERNMENT

東京都

1 首都直下地震等に係る各種計画等

総合計画（法定・条例等）

法定計画

東京都地域防災計画（震災編）

東京都震災対策条例に基づき作成

セーフシティ東京防災プラン
（都の防災に係る総合的な事業計画）

東京都業務継続計画
（都政のBCP）

（大規模災害発生時においても
適切な業務遂行を確保するための計画）

首都直下地震等対処要領

（発災後72時間を中心に取り組み
基本的な連携内容と手順）

東京都災害時受援応援計画

（全国からの応援職員等の円滑な受入に
向けた手順、ルール、体制等）

東京暮らし防災

（暮らしの中で「一つでもいいから始めて
もらう」ためのブック）

東京防災

（災害時の事前の備えや災害時の
対処法等を網羅的に掲載）

2 首都直下地震等大規模災害時の態勢（1）

1 東京都災害対策本部の設置

- 知事は、都の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置
- 夜間休日等の勤務時間外において震度6弱以上の地震（島しょを除く。）が発生した場合は、自動設置

2 職員の非常配備態勢

	平日		休日
	勤務時間内	勤務時間外	
震度6弱以上 （島しょを除く）	非常配備態勢 （災害の発生その他の状況により、知事が 必要と認め、参集指示があったとき）	特別非常配備態勢 （発災と同時に全職員が自動参集）	
震度5強以下			
島しょ地域で発生した地震			

2 首都直下地震等大規模災害時の態勢（2）

【特別非常配備態勢に係る配備職員の指定基準】

（平成31年4月1日現在）

		参集場所	居住地から 勤務地までの距離	活動内容等	配備人員
配備 区分	第一配備	当該職員が所属 する組織	10 km以内	発災後、最初に所属組織へ到着し、当該所属組織が分掌する応急対応業務に従事する	22,271
	第二配備	当該職員が所属 する組織	10～20 km	所属組織へ到着後、第一配備職員とともに応急対策業務に従事する	16,641
	特例配備	当該職員が所属 する組織	20 km超	応急対策業務の専門性や特殊性等を考慮し、所属組織の応急対策業務に従事する	12,708
現地機動班要員	あらかじめ指定 された拠点	条件なし	危機管理監の下に編成する現地機動班の要員 で、応急対応業務に従事する	2,783	

※ 非常配備態勢については、特別非常配備態勢の配備職員の区分を基本として、その都度定める。

☆ 現地機動班

- 危機管理監の下に編成され、発災からおおむね 72 時間までの間、あらかじめ指定された拠点において、
応急対策活動に従事
- 現地機動班として指定されている職員は、警察・消防・自衛隊等の活動拠点となる都立公園や清掃工場のほか、
災害対策本部が設置される区市町村庁舎、医療救護活動を行う都立病院などに参集し、大規模救出救助活動
拠点の運営や、被害情報の収集、都本部の運営支援等を実施

3 東京都災害時受援応援計画（1）

1 目的

全国の自治体や関係機関等からの応援を円滑に受け入れ、区市町村とも連携して早期の被災地支援につなげていくため、都における手順やルール、体制等を整備

2 都の受援応援体制

- 東京都災害対策本部内に受援応援に関する部門を設置

(1) 人員調整部門

- 区市町村や庁内各局からの人的応援要請を受け、人的支援ニーズを把握し、区市町村、各局等との調整を実施
- 国・他縣市等広域調整部門を経由して全国知事会などの広域応援協定団体等との調整等、人的受援応援に係る機能を一元的に統括する等の総合調整を実施
(人員調整部門が対応する自治体間の受援応援に係る調整の対象業務は、専門職種確保の観点から所管の各府省庁が調整する職員派遣等は含まない。)

<人員調整部門が対応する応援対象業務>

- ・区市町村災害対策本部支援、避難所運営、住家被害認定調査・罹災証明等

3 東京都災害時受援応援計画（2）

(2) 国・他縣市等広域調整部門

- 九都縣市等の広域連携体制の一層の強化や、国、他縣市等と円滑な協力体制が取れるように調整を実施
- 都単独では対応困難な応急対策等について、国又は全国知事会などの広域応援協定団体等への支援要請及び支援受入れ、都又は被災区市町村への支援団体に関する総合調整を実施

(3) 区市町村調整部門

- 被災区市町村や、被災区市町村に情報連絡員として派遣される現地機動班から、被害情報、支援ニーズ等を収集

3 区市町村との連携

- ① 被災区市町村単独では十分な災害応急対策が実施できないと見込まれる場合、被災区市町村は都に対して速やかに応援を要請（業務の専門性が高い場合等、協定等で制度化された応援手続があらかじめ定めてある場合はこの限りでない。）
- ② 都本部（人員調整部門）は被災区市町村からの要請に対し、各局や非被災区市町村に対して応援要請を行い、職員の派遣調整を実施するとともに、都本部（国・他縣市等広域調整部門）を通じ広域応援協定団体等へ応援要請を実施